

厚生労働大臣の定める揭示事項

(1) 明細書発行体制について

当院では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合、その代理の方への発行を含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

(2) 特掲診療料の施設基準等に係る届出

当院は、東海北陸厚生局長に下記の届出をおこなっております。

◇がん性疼痛緩和指導管理料

当院院長は、緩和ケアに係る研修を受け、その経験を有する医師です。

がん性疼痛の症状緩和を目的として麻薬を投与しているがん患者さんに対して、WHO方式のがん性疼痛の治法に従って副作用対策等を含めた計画的な治療管理を継続して行い、療養上必要な指導を行った場合に、月1回に限り、薬剤に関する指導(薬剤の効果及び副作用に関する説明、疼痛時に追加する臨時の薬剤の使用方法に関する説明を含める)を行い、薬剤を処方した日に加算されます。

◇外来感染対策向上加算・連携強化加算

当院では院内感染予防対策のため、必要に応じて以下のような取り組みを行っております。

- ・当院では新興感染症の発生時に自治体の要請を受けて、発熱患者の診療等を実施する「第二種協定指定医療機関」に指定されております。
- ・院内感染管理者である院長が中心となり、院内感染対策についてマニュアルを作成し、従業員全員に配布しております。また、院内感染対策の基本的考え方や関連知識の取得を目的に、年2回研修会を行い、従業員全員がそれに沿って院内感染対策を推進しております。
- ・基幹病院と連携体制を構築し、定期的開催されるカンファレンスに年2回程度、感染症の発生等を想定した訓練に年1回参加し、院内感染対策の向上に努めています。また、定期的に感染症発生状況や抗菌薬の使用状況を報告し、必要なアドバイスを受けております。
- ・感染性の高い疾患(インフルエンザや新型コロナウイルス感染症など)が疑われる場合は、一般診療の方と導線を分けた診療スペースを確保して対応しております。
- ・新興感染症の発生時等に、都道府県の要請を受けて発熱患者の外来診療等を実施する体制を有しており、そのことを自治体のホームページにより公開しております。

◇一般名処方加算

当院では後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みを実施しております。現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いております。

当院では、特定の医薬品の商品名ではなく、薬の有効成分で記載した一般名処方により、患者様自らの意思で先発医薬品、後発医薬品を選択することが可能な処方せんを発行しております。その為、特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

◇医療情報取得加算

当院では、オンライン資格確認について、以下の体制を整備しております。

- ・診断および治療の質の向上を図る観点からオンライン資格確認を行う体制を整備しております。
- ・患者様に対し、受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行っております。

◇医療DX推進体制整備加算

当院では、医療DXを推進し、質の高い診療を実施するための体制整備を行っております。

- ・オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施しております。
- ・マイナ保険証を推進する等、医療DXを通じて質の高い診療を提供できるよう取り組んでおります。
- ・電子処方せんの発行及び電子カルテ情報共有サービスの導入を検討しております。

(3) 長期処方・リフィル処方せんについて

当院では患者さんの状態に応じ、以下のいずれも対応可能です。

・28日以上 of 長期の処方を行っております。
・リフィル処方せんを発行することができます。
※尚、長期処方可能かは病状に応じて医師が判断いたします。
※リフィル処方せんとは、病状が安定している患者に対して、医師の処方により、医師及び薬剤師の適切な連携
下で、一定期間内に最大3回まで反復利用できる処方せんです。

